

事務連絡  
令和4年4月12日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

新たな特殊車両通行制度である特殊車両確認制度について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月27日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）のうちあらかじめ国の登録を受けた車両（登録車両）については、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日より施行されました。

国土交通省より周知依頼があり、当制度のリーフレットが提供されましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

以上

（添付資料）

別添 （国交省提供）新たな特殊車両通行確認制度の案内について

【担当】事業部 山中  
TEL : 03-3551-9396  
FAX : 03-3555-3218  
E-mail : [jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)

# 新たな特殊車両通行制度

# 特殊車両通行確認制度が始まります!

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路\*であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索して、即時に複数の通行可能経路**が示されます。

\*道路情報便覧の収録道路



## 車両の登録

単  
トラクタ  
トレーラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

## 車両登録に係る手数料の支払い

車両1台あたり

**5,000円** (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

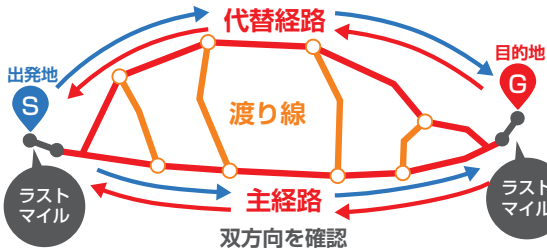
## 経路の確認

**1** 登録車両から、車両を選択

**2** 積載貨物情報を登録

**3** 出発地及び目的地の情報を入力

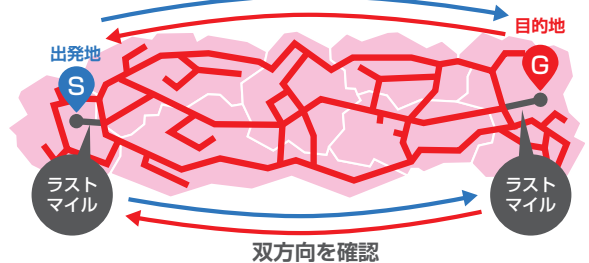
**A** 2地点**双方向**2経路検索  
2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認



\*通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次の**A**、**B**の2通りから選択できます。

**B** 都道府県検索  
都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



\*通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

**即時**

## 通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり(1都道府県あたり) **400円**

電子データで「**回答書**」の交付 (**1年間有効**)

## 通行

- ① 通行時 回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))
- ② 通行後 ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認

# 利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。  
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には **ETC2.0 車載器の装着・登録**が必要です。  
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。  
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



乗務記録	
貨物重量	○トン
荷 積	○月○日○時 A工場
荷 卸	○月○日○時 B倉庫

1年  
保存



## ①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。  
例：石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、  
型式が明らかな自動車○台など。

## ②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。  
（総重量及び測定日時が記録されているもの。）

## 特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路[片方向]ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録(一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円(10kmごと)
通行経路の 許可期間/ 有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。  
※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL : 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL : <https://www.tks.hido.or.jp> メール : [hido-tks-info@tk.s.hido.or.jp](mailto:hido-tks-info@tk.s.hido.or.jp)

